令和７年 11 月 17 日

まんぷく！なご産フェスティバル出店注意事項

1　出店店舗の設営等について

⑴　主催者で指定した出店場所以外での販売（手持ち販売含む。）、呼び込み、テーブル・椅子や物品の設置などは禁止する。

※指定した出店スペース回りについては、来場者や他の店舗に支障の出ない範囲であれば掲示板や簡易テーブル等の設置を認める。ただし、設置の最終的な認否については主催者が判断する。

⑵　出店に必要な資材（テント、テーブル、台車など）等の手配・準備は各自で行うこと。

⑶　テント設営の際、アスファルトの地面やコンクリートへの杭・ペグ打ちは禁止する。風対策はウエイトにて行うこと。

⑷　設営・撤去時における主催者の立ち会いはありません。

⑸　イベント開催中（10 時～16 時）の閉店・搬出作業は認めない。

2　車両の通行

⑴　会場内（出店箇所）への車両進入は、実施要項 11 に記載の搬入・搬出可能時間内に限られます。

※自店前の通路に資材等を置いて他の車両通行の妨げにならないようにしてください。また、自店前に駐車する際は、自店側ギリギリに寄せて停車すること。

※撤収時には、積み込みが可能な状態になってから車両を横づけするなど、長時間、駐車したままでの撤収作業はしないこと。

⑵　搬入・搬出可能時間内には、他の出店者やスタッフ、来場者の往来があることが見込まれますので、急な飛び出しなどに備え必ず徐行により進行すること。

⑶　使用する車両は必要最低限の台数としてください。

⑷　出店者用駐車場は確保しませんので、一般駐車場（の端）に駐車してください。

3　清掃及びゴミの処理について

⑴　出店に当たり出たごみ等については、主催者で回収、処分（捨て場の設置含む。）は行わないため出店者各自で持ち帰ることとし、会場やその周辺での廃棄は絶対に行わないこと。特に残り物（廃油など）の処理は出店者で確実に行うこと。

※油や食品の汁、残飯は、会場内の水道（シンク）や便所、雨水排水側溝等には絶対に捨てないこと。また不法に投棄しないこと。

⑵　退出前に出店スペースやその周りの清掃を行い、施設内にゴミを残すことがないようにすること。

⑶　調理で油を使う場合、調理機材（特に焼き台、フライヤー）から地面（アスファルト）に熱い油がこぼれることのないようコンパネ等で養生をした上に調理機材を設置し、調理すること。

※撤収後にアスファルトの汚れや破損がひどい場合は補修費用を負担していただくことがありますので御注意ください。

⑷　会場内に設置したごみ箱には、出店店舗から発生したごみは出さないこと。

※但し、購入者された商品の容器ゴミなどは、会場内ごみ箱にて処分します。

⑸　主催者が設置したごみ箱を許可なく移動させないこと。

4　火災事故等の防止措置について

⑴　店内で火気（フライヤー、電気機器を含む。）を使用する店舗は、未使用で耐用期限内の消火器（業務用４型以上、エアゾールタイプ等の簡易なものは不可。）を配置すること。
⑵　その他、自店での事故発生に防止に努め安全管理に十分に注意して営業すること。

５　損害賠償保険の加入について
来店者等に対しての事故等（食中毒やケガ）に対応する損害賠償保険への加入は任意とします。ただし、万が一事故等が発生した場合、主催者では一切の責任を負いませんので、損害賠償保険への加入を推奨します。

６　保健所の営業許可について
各自で保健所に営業許可申請を行い、許可証の写しを主催者に提出してください。

７　その他
⑴　本イベント内で実施する企画などに積極的に協力を行うこと。
⑵　ビンでの販売は一切禁止とします。
⑶　炭／可燃ガス（カセットコンロ）などの販売及び貸し出しは禁止とします。
⑷　「生もの」などの食品衛生法により簡易営業で販売が出来ない商品の販売は禁止とします。